

令和2年3月31日公布
天龍村告示 第28号

天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱

天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱（平成28年天龍村告示第35号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、少子化の要因のひとつとされる未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、定住人口の減少を抑制するため、結婚を目的とした結婚相談所等の利用や婚活イベントへの参加に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、天龍村補助金等交付規則（平成9年天龍村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者

（2）結婚相談所登録料 結婚相談所に入会する際に支払う料金をいう。

（3）婚活イベント 将来の結婚相手との出会いの場を提供するもので、村が主催又は近隣自治体と共催で行うイベント又は民間企業等が企画するイベント

（補助対象者）

第3条 この事業の補助対象者は、村内に居住している者で、結婚を希望する満20歳以上の独身の者とする。ただし、村税その他義務的納付金を滞納していない者とする。

（補助対象事業及び補助額の基準）

第4条 補助の対象となる事業及び補助額の基準は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（1）イベント内容又は結婚相談所登録事業所のリーフレット等支援の内容がわかるものの写し

（2）イベント参加又は結婚相談所等登録に係る領収書

（3）その他村長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、イベントに参加した日から原則3月以内に提出しなければならない。ただし、当該年度の3月31日までに提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべき者と認めたときは、結婚活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに結婚

活動支援事業補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の交付決定者からの請求書の提出があった後に補助金を交付する。

（調査）

第8条 村長は、交付決定者に対し、婚活に関するアンケート等の調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 村長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、補助金の交付決定を取消することができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段による交付決定者であると認めたとき。

（2）村が実施するアンケート調査等に協力しないとき。

2 村長は、前項の決定をしたときは、結婚活動支援事業補助金取消通知書（様式第4号）により交付決定者に対し通知するものとする。

3 交付決定者が、前項の規定により返還を求められたときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

4 第1項の規定により、交付決定を取消しされた者は、再度補助金対象者になれないものとする。

（補助金の返還）

第10条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消しにした場合において、既に補助金が交付されているときは、結婚活動支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象者	事業の種類	補助の対象とする経費	補助額の基準
第3条に掲げる者	結婚相談所登録料	結婚相談所登録費用のうち、入会金、登録料及び活動初期費用	10分の10以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。ただし、1人1回に限り10万円を限度とする。
第3条に掲げる者	婚活イベント	婚活イベント参加に係る参加負担金及び宿泊を伴うイベント参加時の宿泊費用	イベント参加1回につき、次の金額を上限に実費を補助する。 (1)日帰りイベント 5千円 (2)宿泊を伴うイベント 15千円

結婚活動支援事業補助金交付申請書

（結婚相談所登録料）

年 月 日

天龍村長 様

申請者住所 天龍村 番地

申請者氏名 印

連絡先

天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱に基づいて、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録した「結婚相談所」、「結婚相手紹介サービス事業所」の名称等 （※必須）	住 所※
	名 称※
	担当者氏名
	電 話 番 号※
「結婚相談所」、 「結婚相手紹介サービス 事業所」の登録料	円
	(入会金及び登録料の額)
補 助 金 申 請 額	円
	(上限10万円、千円未満切捨て)

【添付書類】

1. 事業所のリーフレット等、支援内容がわかるものの写し
2. 結婚相談所等登録に係る領収書（補助対象経費の内訳のわかるもの）の写し

【注意事項】

1. 申請者及び同居の親族が、村に納付すべき負担金等が未納の場合、受給資格を失う場合があります。
2. 虚偽及び不正に申請をし、補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。

結婚活動支援事業補助金交付申請書
(婚活イベント)

年 月 日

天龍村長 様

申請者住所 天龍村 _____ 番地

申請者氏名 _____ 印

連絡先 _____

天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱に基づいて、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

婚活イベント等の名称	
開催日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 日帰り <input type="checkbox"/> 宿泊あり
開催場所	
主催者	
参加費	円
補助金申請額	円

【添付書類】

1. イベントのチラシ等、事業の内容がわかるものの写し
2. イベント参加等に係る領収書（補助対象経費の内訳のわかるもの）原本

【注意事項】

1. 申請者及び同居の親族が、村に納付すべき負担金等が未納の場合、受給資格を失う場合があります。
2. 虚偽及び不正に申請をし、補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。

年 第 号
月 月 日

様

天龍村長

印

結婚活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚活動支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

【備考】

- ・申請内容に変更が生じた場合は速やかに連絡してください。
- ・申請内容や添付書類に虚偽及び不正の申請が発覚した場合は決定を取り消す場合があります。

様式第3号（第7条関係）

結婚活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日

天龍村長

様

住 所 天龍村

氏 名

印

連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった結婚活動支援事業補助金について、天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金等の種類	結婚活動支援事業補助金		
交付確定額 (請求額)			
振 込 先	金融機関名		飯田信用金庫
	※該当するものに ○		みなみ信州農業協同組合
	支店名		
	口座番号		
	(フリガナ)	()	
	口座名義人		

年 第 号
月 月 日
日

様

天龍村長

印

結婚活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった結婚活動支援事業補助金の交付について、天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

1 取り消し理由

年 第 号
月 月 日
日

様

天龍村長

ⓐ

結婚活動支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で通知した結婚活動支援事業補助金の取り消しについて、天龍村結婚活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり補助金を返還するよう通知します。

記

補助金返還額	円
補助金返還期限	年 月 日
その他	